## 豊岡市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市広告掲載要綱(平成19年豊岡市告示第238号)及び豊岡市広告掲載基準(平成19年豊岡市告示第239号)に基づき、市がインターネット上に公開している市のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

- 第2条 市のホームページに掲載するバナー広告(以下「広告」という。)は、市の広告媒体 としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、かつ、市民に不利益を与えな いものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、掲載しないものは市長が別に定める。 (広告の規格)
- 第3条 広告1枠あたりの規格は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 縦60ピクセル 横175ピクセル
  - (2) 容量 50キロバイト以内
  - (3) データ形式 GIF形式又はJPEG形式
- 2 広告は、静止画とし、アニメーションGIF、ループ等の動画は使用しないものとする。 (広告の掲載位置、順序及び枠数)
- 第4条 広告の掲載位置及び枠数は、市長が定めるものとする。
- 2 掲載する広告の順序は、申込みの受付け順とする。ただし、同日中に複数の申込みがあった場合は、抽選により決定する。また、4月1日からの掲載を希望する広告の順序は、申込期限までに申込みのあった者の中から抽選で決定する。

(広告掲載料)

第5条 1枠当たりの広告掲載料は、月額12,000円とし、また、連続する広告掲載期間に応じ、次のとおり長期掲載割引を適用する。

| 掲載期間        | 6カ月から9カ月まで | 10カ月から12カ月まで |
|-------------|------------|--------------|
| 掲載料(1カ月目から) | 11,000円    | 10,500円      |

ただし、長期掲載割引は1回の申込みに対して適用することとし、断続的な申込みに対しては適用しないものとする。

(広告の掲載期間)

- 第6条 広告の掲載期間は、掲載を開始する月の初日から掲載を終了する月の末日までとする。
- 2 連続して掲載できる期間は、当該年度内において、12カ月を上限とする。 (広告掲載の募集)
- 第7条 広告掲載の募集は、市広報、市ホームページ等により行うものとする。
- 2 広告掲載枠に空きがないときは、募集を行わないものとする。

(掲載の申込み)

- 第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、別に市長が定める方法で、 豊岡市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に、広告の原稿及びその他必要な書類 を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申込みがあった場合で特に必要と認めるときは、申込者に対し、別途資料等の提供を求めることができるものとする。
- 3 原稿の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- 4 市長は、申込者から提出された原稿及びリンク先のウェブサイトが第2条の規定に該当
- し、又は該当するおそれがあると認めたときは、申込者に対し修正を求めることができる。
- 5 同一申込者が申し込むことができる広告は、1カ月につき1枠とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、同一申込者であっても、異なる業種の広告について、合計2枠までの広告掲載の申し込みができるものとする。
- 6 広告掲載の申込期限は、広告掲載を開始しようとする月の1カ月前とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

(掲載の決定等)

第9条 市長は、第8条の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を決定し、豊岡市ホームページ広告掲載承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により掲載が決定した者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する 期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返環)

- 第11条 市のホームページの運営が48時間を超えて停止したときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなくなった日以降の期間について日 割りで計算したものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年11月21日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月20日から施行する。

附則

この要領は、平成24年2月16日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。